

平成26年度 第2回 甲賀市公共下水道事業審議会 会議録

- 開催日時 平成26年10月3日（金）午後7時30分から10時00分まで
- 開催場所 甲賀市役所 甲南庁舎 2階 大会議室
- 出席者 山田嘉一郎 池内眞弓 村山孝男 前田敦子 岩崎延幸
奥山清美 井用恵子 山川芳範 山本眞弓 宇田康雄 松下富男
以上11名
- 欠席者 福西義幸 田村光男 木村茂良 木下美加 以上4名
- 事務局 正木副市長 川嶋部長 中島次長
下水道課 治武課長 黒田課長補佐 林係長
上下水道料金課 林口課長 掛田課長補佐
- 書記 下水道課 林係長
- 事務局 開会宣言
市民憲章唱和
会長挨拶
正木副市長挨拶
- 事務局 本日は、福西様、田村様、木村様、木下様から所用のため欠席の連絡を頂いています。よって本日の審議会の出席者数は11名となり、公共下水道事業審議会規則第4条第2項の規定に基づき、過半数の出席があることから本日の会議は成立することを報告いたします。
本日は、報告事項3件、協議事項4件となっています。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。
今後の進行につきましては公共下水道事業審議会規則第4条第1項の規定に基づき、会議の進行を村山会長にお願いしたいと思います。村山会長様よろしくお願いいたします。
- 会長 それでは報告事項について説明いただきます。
最初に平成25年度公共下水道事業特別会計決算報告について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明 P 3～6

(平成25年度甲賀市公共下水道事業特別会計決算報告について)

会長 ただいまの説明について、何か質問はございますか。

委員 施設管理費の中で、年度毎に電気代は大きくなっていますか。

事務局 自然増を含め年々増えています。また昨年度は電気料金の改定がありましたので前年度より500万円の増加で、20パーセント増となっています。

委員 平成25年度の使用料等収入状況についてですが、公共下水道分担金で約5,000万円、また使用料についても同様に5,000万円程度未収金が計上されていますが、回収の目途をお聞かせ願いたい。

事務局 ほとんどが、分割納付誓約を結び、時効を中断した上で、納入いただいております。下水道の分担金、負担金、使用料は税金と同じ公債権ですので、悪質な場合は財産の差し押えを実施しています。

委員 使用料の収入状況で、過年度分というのは5年の時効部分も入っているのですか。

事務局 時効の5年までの債権がほとんどですが、分納誓約が交わされている債権としては、5年以上のものもあります。

委員 大きな未収金回収に向け、前に別の債権回収機関があると聞いたことがありましたが、どのような取り組みがなされているのですか。

事務局 債権回収が難しい案件について、総務部の滞納債権対策課に債権を移管し、差し押さえ等の手続きを依頼しています。

大口の法人2社については、分納誓約により毎月10万円単位で支払いを継続中です。分納計画は最長で2年としており、最終の月には、そ

の時の財政状況をみて全額払ってもらう約定としていますが、景気が上向かない場合は、分納を再度延長する等、時効とならないように手続きをとっています。

また、上下水道料金お客さまセンターにおいては、滞納を未然に防ぐように、初期の滞納者に個別訪問を実施しています。

会長 お客様センターを活用し、日々の徴収業務を充実させてください。また、大きな額の未収金が不能欠損とならないよう業務に努めてください。

委員 業務の委託費・修繕の工事費ですが、金額が大きいですのでこれらの契約、業者選定がどうなっているのか説明いただきたい。

事務局 委託事業の処理場管理委託については、合理化事業計画に基づき、ひとつの業者に委託しています。設計については基準書に基づき適正な積算をした上で、見積もりを業者から徴取し随意契約しています。工事請負費の機器設備の修繕工事については、基本入札であります。その内容が特殊な業務になると随意契約となります。

委員 できるだけ地元業者を使ってもらいたいという思いはあります。その上で、特定業者に偏らないように十分ご留意いただきたい。

事務局 地元企業を優先にするなかで、競争入札を原則として進めていきたいと思っています。

委員 設計額と受託の額の差はどれぐらいですか。また他市と比べどうですか。

事務局 随意契約については95パーセント、一般的な指名競争入札では80パーセントの受託率となっています。他市町も同水準にあります。

会長 他に質問はありますか。
それでは、次の報告事項について事務局からの説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明 P 9
(下水道使用料賦課漏れ対象者への訪問状況報告について)

会長 事務局から報告がありましたので、ご意見をお願いします。

委員 原因は何だったのか。

事務局 平成10年から16年まで下水道事業がピークを迎えた頃に職員が書面の手続きを最後まで完遂しなかったことで、料金が賦課できなかったことが主な原因です。中には、業者が手続き書類を最後まで提出していなかった事案もあり、職員のチェック漏れもごぞいます。

委員 悪質な業者もあると思うので、指導もきちんとして欲しい。

事務局 現在は、無届工事や、書類の提出遅れがあれば、指定停止等のペナルティーを課すことや、1件あたり5万円以下の過料を課すことにしています。また、市外の業者については処分要綱について徹底していきたいと考えています。

無届のケースとしては、元請と下請けがお互いにどちらかが書類を提出するだろうという思い込みで提出がされていないことが数多く見られましたので、これからも注意喚起を図っていきたいと考えています。

委員 賦課漏れの大口は、企業であったと思うが理解得られたのか。

事務局 分割支払いで承諾いただいた。

委員 対象者からの苦情はありましたか。

事務局 対象者からは、自分たちは悪くないというお話が多数聞かれました。対応については、お話をじっくりお聞きし説明しております。

会長 残り18件ありますが、根気強く交渉をお願いします。
それでは、次の報告事項について事務局からの説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明 P7～8
(平成26年度公共下水道事業の進捗状況について)

会長 ただいまの説明について、何か質問はございますか。

委員 勅旨から長野へ抜けるズン越えという場所について来年度からトンネルを掘って施行されると聞いているが、設計はどのような内容か。

事務局 峠を越える工事ですが、21・22年に設計できていますが、5年も経って工法も日々進化していますので、その部分の修正を再度かけながら整備を考えております。

会長 水洗化率を上げる努力はどういったことしているか具体的に説明して欲しい。

事務局 一昨年から、供用開始後3年を経過した地区で、下水道未接続のご家庭を訪問しております。年度初めにある住宅リフォーム補助金や融資あっせん制度を説明し、家々のご事情を聴かせてもらいながら、毎年千件程度普及啓発に努めて参りました。

住民の中では、高額な水まわりの工事であるため、タイミングを検討されている家もありますし、高齢者世帯で後継ぎがない中で工事を躊躇しておられる方もいらっしゃいます。そういった中で水洗化率が思うようにならないという現状があります。

しかしながら、苦しい下水道事業会計は使用料で賄っています。使用料収益をあげるためには、料金改定よりも水洗化率を上げるのが先決であると思っていますので、今後も年千件を目標に訪問をしていきたいです。

会長 3年後には法的に接続していただく必要性があるので、工事説明の段階

の償還が年々下がりますので、基準内繰入金も同様に下がっていくことになります。使用料の伸びは、県の水洗化率の平均に近づけるように努力した想定数値としています。このため、今後の施設管理費の増額は会計に大きく影響してくると思っています。

会長 平成28年度からの公会計導入により、減価償却費を費用としてみていかなくはならない状況を考えると、追いついていかないのではないかな。

事務局 採算が合わない部分などは、次回の審議会で公会計を想定した財務状況で説明したいと思います。

会長 将来の甲賀市としての必要な下水道、一般の家庭として負担すべき下水道使用料を総合的に考えていく時期に来ていると感じます。

事務局 今後の下水道の資本的な部分として信楽の面整備事業があり、進捗としては一定の限度額を定めて低い水準で推移していく方向ですが、これまでの投資による収益的な部分はきついと思います。

委員 審議会として、料金改定にどう答えるのか。

事務局 最終の審議の場は、条例改正を伴いますので議会となりますが、審議会委員の皆様には現在の下水道の現状を検証いただき、今後の下水道を運営していく中で、諮問があれば、現状の甲賀市で、この案が適当であるという意見をいただきたいと思っています。

委員 他市町が3年程度でやっているように定期的な見直しを考えないと将来の財政見通しがつかないと思う。一般会計からの補てんに頼っていれば、一般会計から他の事業にお金がまわらなくなるので、結局市民が負担しなくてはならなくなる。

会長 今後の企業会計化を見据え、一般会計から繰入可能なお金についてよ

り一層の分析をお願いする。

事務局 これからも水洗化率の向上とともに料金の改定について考えたく思いますので、みなさんのご意見等よろしくをお願いします。

会長 1回、2回では審議できる内容ではありませんので、今後も検証いただきましてご意見をいただきたいと思います。

委員 これから徐々に改修していく管路が増えると思いますが、これに対する一般会計からの繰り入れはあるのでしょうか。

事務局 今すぐ更新しなければならない特定の地域はありますが、下水の管路は耐用年数が40年であり、もう少しあります。公会計化するに当たり、全て一般会計から入ってくるとは考えていません。独立採算の中でやっていかなければならないと思っています。

委員 となれば、使用料を改定することや、施設管理費を切り詰めていく方法しかないのでしょうか。

事務局 今までと同じように、補助金をもらって起債を借り入れ、その時に必要な投資を抑えていくということで考えています。将来の建設改良費を積み立てていこうとすれば、収益的収支を黒字化しないことには、後々の事業費を生み出せないのです。当然ながら料金を改定して黒字化につなげる必要も検討しなければならないと考えています。

委員 地震などの災害復旧時なども下水道の中で賄う必要があるのか。

事務局 災害の場合でも同じです。下水は下水で賄うことになります。当然、補助率等は通常よりも高くなると想定できます

委員 私の地域は人口減少に従い空き家が増えている。しかしながら管路はそのまま存在する。となると将来の負担増が懸念されます。甲賀市全体

の問題として考えていただきたいです。

事務局 件数に関係なく下水の管路は一緒ですので、維持管理の問題についてはおっしゃるとおりだと感じます。少子高齢化問題については、上下水道部門としてもお金が入ることですので、少しでもコストが下げられるように今後も引き続いて取り組んでいきます。

会長 下水の事業計画に入っているが、未整備の団地などもあると思うが、今後の見通しは。

事務局 決定していませんが、100区画あるなかで建築戸数が20件にも満たない団地などは現実的に公共下水道の面整備を進めていくこともできませんので、浄化槽の地域に切り替えていく等方向転換も検討し、既存の浄化槽の補助に更新補助も考えていきたいと思っています。

信楽地域の中でも、これからの整備に相当の時間かかりますので、浄化槽に切り替えてもらった地域もございます。

地域の中でも議論いただいて方向転換して、少しでも早く公共水域を見直していこうという説明にまわっています。今後の公共下水道の莫大な事業費を考えますと、市の負担も減りますし、待ってもらうことによる人口流失もあると思いますので、できるだけ早い時期に浄化槽を面的に取り組んでもらった方が良いのではないかという考えは持っています。

会長 浄化槽への方向転換については、市としても一定の基準を持って取り組んで行きたいと思います。

事務局 今、取り組んでいることについては、次回にでも報告いたします。

会長 他ございませんか。それでは、次の協議事項に入りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明 P15～18

(公共下水道受益者負担金(分担金)徴収猶予の取り扱いについて(案))

会長 ただいまの説明について、何か質問はございますか。

会長 審議会としてはどこまで協議したら良いのか。

事務局 受益者負担金、負担金で収納率が悪い現状があります。広大な敷地を持つ法人の未納額が多いのですが、それが破産、倒産または転売となると収入を得ることが大変困難になります。これを回避するために必要部分にのみ負担金を賦課するべきではないか、後は土地利用された時に汚水源が発生する時に賦課した方が、その際は新たに営業等がありますので支払についての理解が得やすいのではないかと考えました。

今徴収することが適当でないものとして、該当事業者には、今後説明に入るとき確実に徴収できるよう、示しました内規が必要でないかと思いい委員の皆様にご了解をいただきたいと思っています。

会長 13条関係の中の特に市長が猶予を必要と認める中のことですね。

事務局 はい。

委員 信楽の場合の「登り窯」というのは、結構ありますか。

委員 敷地が大きいので、そこが問題でしょう。

会長 登り窯は限定されてしまうので、表現を改めてはどうか。

事務局 緑地に改めます。

委員 水口の工業団地等の受益者負担金の賦課状況を教えてください。

事務局 水口の工業団地は、負担金を賦課し、徴収をさせてもらっています。緑地の軽減とか猶予はあります。但し、水口と信楽では平米当たりの単価が違いますので、その違いは大きいですね。

それと工業団地として分譲の売買価格の中に入っている場合もあります。

委員 法人の場合の猶予で緑地というのは申請の意味での緑地ですか。計測された緑地ですか。

事務局 計測された場合のものです。基本的に工場で立地される時に、20パーセントの緑地、環境施設5パーセントで承認されています。

委員 使用されればそこは支払ってもらうということですね。

事務局 猶予ですので、使用実績があれば直ぐにお支払いいただくこととなります。

事務局 主たるものは汚水源の発生があるなしの限定した中での猶予ですので、一定の条件を設けて運用していきたいと考えております。例えば、転売が将来なされた場合は新たな買主に申し送りをすることや、土地利用の変更があった場合については、届出をしてもらう等です。

会長 他ございませんか。それでは、猶予基準の見直しについては、指摘のあった部分に修正を加えてもらい、事務局案でご承認いただくことよろしいか。

一同異議なし

会長 それでは、次の協議事項に入りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (次回審議会開催について)

今後使用料の改定を視野に入れながら、引き続いて検討を進めていくことで審議いただきましたので、今後のスケジュールを勘案いたしまして11月20日前後で冬期にもなりますので、昼間で調整したいと考えており

ます。

(会議内容の公開非公開の決定について)

前回から議事録を市のホームページに掲載しています。本日の議事内容の公開非公開について審議いただきたく思います。事務局案として今回は、個人情報等非公開とするものがないと考えています。全て公開で良いと思っております。

会長 次回は、11月20日前後の午後からで調整いただくことでよろしくお願
いします。

会長 会議の公開非公開については、事務局案のとおり公開でよろしいか。

一同承認

会長 では、その他の項目ですが、事務局のほうからお願いします。

事務局 資料に基づき説明 P19～20
(上下水道料金お客様センター状況報告)

委員 エコシティサービスの県内での事業規模等お聞かせ願いたい。

事務局 甲賀市含め県内8市について同じような業務を受託しています。

委員 業務体制での10人は皆、エコシティの社員ですか。

事務局 全てエコシティの社員です。

委員 今年度の受託金額は幾らですか。

事務局 上水道分も含め5,565万円2,400円で、下水道分はその4割
の2,226万円です。

事務局 これをもちまして甲賀市公共下水道事業審議会を終了させていただきます。

副会長 (閉会あいさつ)